

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費

《歳入》

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 330,000千円

《歳出》

社会保障施策に要する経費 330,000千円

単位:千円

事業名	経費 (職員人件費を除く)	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,175,814	822,812		2,900	32,472	317,630
	高齢者福祉事業	230,769	119,403	29,100	13,505	6,378	62,383
	児童福祉事業	2,662,452	1,696,498	15,000	190,307	70,551	690,096
	生活保護事業	748,842	562,089		19	17,320	169,414
	小計	4,817,877	3,200,802	44,100	206,731	126,721	1,239,523
社会保険	国民健康保険事業	686,474	250,777		1,501	40,272	393,924
	後期高齢者医療制度事業	1,049,488	154,521		1	83,009	811,957
	介護保険事業	670,466	8,847		22,631	59,267	579,721
	小計	2,406,428	414,145		24,133	182,549	1,785,601
保健衛生	医療に係る施策	237,467	18,380	77,300	48,992	8,607	84,188
	感染症その他の疾病の予防施策	108,846		15,000	42,264	4,784	46,798
	健康増進対策	90,991	3,851		8,017	7,339	71,784
	小計	437,304	22,231	92,300	99,273	20,730	202,770
合計	7,661,609	3,637,178	136,400	330,137	330,000	3,227,894	

◎平成26年4月1日より、消費税率引上げに伴い増額となる地方消費税交付金は、社会保障施策に関する経費に充てることとされています。

◎地方消費税交付金の増額分を、各社会保障施策の一般財源充当額で按分して充当しています。